

平成二十八年一月十八日提出
質問第六〇号

年金生活者支援給付金に関する質問主意書

提出者
山井和則

年金生活者支援給付金に関する質問主意書

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年十一月十六日成立）により、消費税の十パーセント増税時に、年金受給者のうち、低所得高齢者・障害者等に福祉的な給付を行う年金生活者支援給付金の支給が定められています。

この点に関し、以下、質問します。

一 軽減税率の導入のために、一兆円の財源が必要とされますが、消費税十パーセントへの増税時に予定されている年金生活者支援給付金は、必ず実行されますか。

二 年金生活者支援給付金を取りやめ、あるいは、減額するためには法改正が必要ですが、その様な法改正を、消費税十パーセントへの引き上げまでに行うことは、絶対にありませんか。

右質問する。